

平成 30 年 6 月 15 日

臨時総会（6/30）の議案（定款の変更）に関するご説明

理事長 大島 義人

平成 28 年 6 月 1 日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、同月 7 日に公布され、平成 29 年 4 月に施行されていますが、その公布の日から 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされていた貸借対照表の公告に係る改正の施行日が、平成 30 年 10 月 1 日となりました。

これまでは組合等登記令に基づき、毎年法務局における資産の総額の変更登記が必要でしたが、今回の改正により、その登記を不要とする代わりに、毎年、NPO 法人自らが、貸借対照表を作成後、遅滞なく公告することが義務付けられました。

本法人の現行の定款（第 55 条）では、公告の方法を「この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う」と規定しているため、定款の変更を行わない場合には、毎年貸借対照表を官報に掲載することとなり、官報掲載費用（最低でも 7 万円以上）がかかることとなります。

つきましては、経済的負担を取り除くため、以下に示す定款の変更をご提案致したく、6 月 30 日の臨時総会にてご審議をお願いしたいと存じます。

定款変更の内容

新	旧
第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。	第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う

以上、わかりにくいご説明で恐縮ですが、何かご不明な点がございましたら、遠慮なくご質問下さい。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。